

吉富町児童就学援助規則

平成19年6月25日

教委規則第7号

改正 平成26年4月28日教委規則第2号

平成27年12月18日教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、学校基本法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由により、就学困難な児童（法第18条に規定する学齢児童をいう。以下「児童」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(援助の対象者)

第2条 この規則により、吉富町教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助をする者は、吉富町に住所を有する児童の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）なお、準要保護者として取り扱う者は、次に掲げる状態にある者をいう。
 - ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく町民税の非課税
 - (ウ) 地方税法第323条に基づく町民税の減免
 - (エ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
 - (オ) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

- (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - (キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - (ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
 - (ケ) 生活福祉資金による貸付
- イ ア以外の者で、次のいずれかに該当する者
- (ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録の雇用保険被保険者手帳を有する者若しくは雇用保険受給資格者証を有する者
 - (イ) 保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる者
 - (ウ) PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
 - (エ) 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活状態がきわめて悪いと認められる者
 - (オ) 経済的な理由による欠席日数が多い者

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、支給の認定をすることができる。

(援助の種類)

第3条 就学援助の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 義務教育に伴って必要な学用品費及び通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 新入学児童学用品費
- (5) 修学旅行費
- (6) 医療費

2 前条第1項第1号に該当する保護者で、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者は、前項第1号から第4号までに掲げる就学援助を受けることができない。

(援助の額)

第4条 前条第1項各号に掲げる就学援助に係る援助金（以下「援助金」という。）は、予算の範囲内で委員会が定める。

(援助の方法)

第5条 就学援助は、金銭支給によって行うものとする。ただし、これによることのできないとき、これによることが適当でないとき、その他援助の目的を達するために必要があるときは、現物支給によって行うことができる。

(認定の申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者（第2条第1項第1号に該当する保護者を除く。以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に必要な書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

2 前項にかかる申請は、毎年度行うものとする。

(認定及び通知)

第7条 委員会は、前条の申請について、審査を行い、支給の適否を認定しなければならない。この場合において、委員会は、校長に意見を求めることができる。

2 委員会は、前項の支給の認定をしたときは、校長を通じて申請者に通知するものとする。なお、支給を認定しないことと決定したときは、当該通知に理由を付さなければならない。

(援助金の支給)

第8条 援助金は、支給の認定を受けた保護者の対象となる児童（以下「対象児童」という。）の在籍する学校の校長を経て支給する。

2 援助金を支給する期間は、委員会が支給を認定した月から当該学年の末日までとする。ただし、年度の初日から5月末日までに認定を受けた者については、4月に認定を受けたものとして取り扱うものとする。

3 第3条第1項第6号に掲げる援助費については、委員会が直接医療機関又は薬局に支払うものとする。

(保護者の責務)

第9条 第7条第1項により支給の認定を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）は、第1条に定める目的に従い、援助金を公正かつ効率的に使用しなければならない。

(異動等の届出)

第10条 認定保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を委員会に届け出なければならない。

- (1) 対象児童が他の学校へ転学したとき。
- (2) 認定保護者の生活状況等に変化があり、経済的困窮が改善されたとき。
- (3) その他第6条第1項の申請の内容に変更が生じたとき。

(報告の義務)

第11条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

- (1) 対象児童が、法第18条の規定により就学義務の猶予又は免除となり、就学援助を必要としなくなったとき。
- (2) 認定保護者が転出したとき。

(認定の取消)

第12条 委員会は、前条の規定により報告があったとき、又は前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに認定を取り消すものとする。

2 委員会は、認定保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条第1項及び第2項のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。

(援助金の返還)

第13条 援助金は、返還を要しない。ただし、前条第2項第2号の規定により認

定を取り消したときは、当該認定保護者に対し、既に支給した援助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委員会と校長との連携)

第14条 委員会は、就学援助に関する事務の円滑な執行に資するため、必要に応じて、認定保護者の状況、援助金の支給及び異動等の状況を校長に通知するものとする。

2 校長は、委員会との連携を密にするとともに、対象児童に関する就学援助の状況等を常に整備し、就学援助に関する事務を適正に執行しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行前に委員会がした援助は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則 (平成26年4月28日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成26年度の就学援助から適用する。

附 則 (平成27年12月18日教委規則第2号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。